WEL VISION sim



制度がどのような経営を求めているのか、熟考すべき時期

前号からの2か月間、政府系会合での議論が急ピッチで進められました。当然、来年度予算の編成に向けた基 本方針を策定するための手続きではありますが、そのなかには介護事業経営のこれからを左右する記載が多数 含まれています。特に、政府の大方針として確立されつつある経営基盤の大規模化・協働化や、介護現場における 人員配置基準の見直し議論などは、これまでの介護事業者の考え方を根本から覆すものになるかも知れない可 能性を秘めています。

私たちの介護事業は、利用者の安心・安全をまもっていくためのものであることは言うまでもありませんが、一 方で、制度の変革期には、制度そのものがどのような在り方を求めているのかを読み取っていかなければならな い宿命も帯びています。そして今こそまさにその時期にあたると言えるでしょう。

今号では、骨太の方針をはじめ、文字通り制度のベクトルを占うトピックスについて取り上げています。それぞ れの示すものを読み取っていただき、これからの介護事業経営にお役立ていただけましたら幸いです。

シムウェルマン株式会社

代表取締役 飯村 芳樹

CONTENTS

骨太方針、DX化や 経営大規模化など 盛り込む

今後の進め方を確 認、1巡目の議論 スタート

厚労省幹部人事. 元老健局長の大島 ー博氏が事務次官

- 財政審「春の建議」を公表、大規模化・協働化を求める
- 社会保障制度改革の中間整理をとりまとめ



骨太方針と参院選、そして財務省 の狙い

WEL VISION 2022.7 1

動向 解説

骨太方針、DX化や経営大規模化など盛り込む 財務省

政府は6月7日、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(骨太の方針)、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「規制改革実施計画」のそれぞれについて、閣議決定を行いました。

まず、骨太の方針については、コロナ禍やウクライナの問題等を踏まえた国際情勢の変化と社会課題の解消に向けて、短期と中長期の2段階で経済財政運営を図るとし、国民の安心を確保した上で「新しい資本主義」に向けた総合的な方策を具現化・実行に移すと掲げています。「第1章 我が国を取り巻く環境変化と日本経済」「第2章新しい資本主義に向けた改革」「第3章 内外の環境変化への対応」「第4章 中長期の経済財政運営」「第5章 当面の経済財政運営と令和5年度予算編成に向けた考え方」の章だてで構成された原案のうち、介護分野に特に関連するものとして、第2章で「選択的週休3日制度については、子育て、介護等での活用、地方兼業での活用が考えられることから、好事例の収集・提供等により企業における導入を促進し、普及を図る」とする記載がされたほか、DXへの投資として「デジタル庁を中心に、デジタル社会の実現において不可欠なデータ基盤強化を図るため、『包括的データ戦略』に基づき、医療・介護、教育、インフラ、防災に係るデータ・プラットフォームを早期に整備する」としています。

また第4章では、持続可能な社会保障の構築に向けて、▽家庭における介護の負担軽減のため介護サービスの基盤整備等を進めるとともに、公的価格の費用の見える化に取り組む、▽独居の困窮者・高齢者等に対する相談支援や医療・介護・住まいの一体的な検討・改革等地域共生社会づくりに取り組む、▽医療・介護提供体制などの社会保障制度基盤の強化については、今後の医療ニーズや人口動態の変化、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえ、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、機能分化と連携を一層重視した医療・介護提供体制等の国民目線での改革を進める等を掲げたほか、「社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進」に係り▽医療・介護費の適正化を進める、▽医療・介護分野でのDXを含む技術革新を通じたサービスの効率化・質の向上を図るため、デジタルヘルスの活性化に向けた関連サービスの認証制度や評価指針による質の見える化やイノベーション等を進め、同時にデータヘルス改革に関する工程表にのっとりPHRの推進等改革を着実に実行する、▽医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備するとともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講じる、▽医療・介護サービスの生産性向上や医療DXの推進を図るため、タスク・シフティングや経営の大規模化・協働化、オンライン診療の活用を推進する等が記載されています。

▽新しい資本主義で、さらなる処遇改善目指す

加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では、「人・技術・スタートアップへの投資の実現」と 副題し、これまでの資本主義の在り方を「市場も国家も」「官も民も」という思考をもって課題解決を目指す姿にバージョンアップしていかなければならないとした上で、成長の果実が研究開発や投資、賃金等に十分に回されていない「目詰まり」を解消していくことが必要と掲げています。

介護分野に関しては、「③介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善のための公的価格の更なる見直し」と記載。「介護・障害福祉職員、保育士等の今後の具体的な処遇改善の方向性については、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえ、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討する」とし、岸田内閣発足以来の取組みを引き続き進めていく旨が示されたほか、「⑤家庭における介護の負担軽減」では「高齢化の進展により今後、要介護高齢者が大幅に増加するとともに、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増え、家族の介護力の低下が予想される。これを前提に、圏域ごとの介護ニーズの将来予測を踏まえ、介護サービスの基盤整備を着実に実施する」として施設・事業所の整備計画にも問題意識を示しました。

WELVISION 2022.7

▽人員配置基準を見直す規制改革にも言及

ほか、「規制改革実施計画」ではこれまで政府の規制改革推進会議で検討されてきた諸項目が概ね採用されるかたちとなりました。

「利用者のケアの充実が図られ専門職が力を発揮できる持続的な介護制度の構築」と題した項目では「特定施設(介護付き有料老人ホーム)等における人員配置基準の特例的な柔軟化」が書き込まれ、「ICT技術の最大活用等を行う先進的な特定施設等において実証事業を実施し、現行の人員配置基準より少ない人員配置であっても、介護の質が確保され、かつ、介護職員の負担が軽減されるかに関する検証を行う。当該検証の結果を踏まえ、一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化の可否について、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、論点を整理する。当該論点整理を踏まえ、同分科会の意見を聴き、当該特例的な柔軟化の可否を含めた内容に関する所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる」としました。

動向 解説

財政審「春の建議」を公表、 大規模化・協働化を求める

財務省

財務省は5月 25 日に、財政制度等審議会による建議「歴史の転換点における財政運営」を公表しました。 ここでは、コロナ禍やウクライナ情勢など不確実性が増大する現状を踏まえ、「危機においても我が国が円滑に 資金調達できるよう、財政の対応余力を持っておく必要」「2025 年度プライマリーバランス黒字化などの財政健 全化目標を堅持」など近年トーンダウンしていた主張を強く見せるとともに、「個々の歳出を効果のあるものにする取組」として「企業と個人の行動変容を実現するための具体的政策」の必要性を訴え、予算ありきではなく定量 的な成果目標と結果検証を求める「アウトカム・オリエンテッド・スペンディング」を行う必要があるとしています。

介護に関する記載では、2024 年度の報酬改定に向けた提供体制や適正化の在り方に係る早急な見直しを求めるとともに、「保険料負担の主たる担い手である現役世代の負担能力を重視し、給付費の伸びと経済成長率の整合性をとっていくことに一定の合理性がある。こうした考えに基づいて給付費の水準を規律付けしていく方向で議論を深めるべき」と厳しい方向性を明記。その上で、「人材確保・処遇改善のために効率的な介護サービス提供体制の構築を図ることが重要である。ICTの実用化やタスクシフトによる人材活用など業務負担軽減と効率的な人員配置を推進することに加え、費用構造の改善に資する経営の大規模化・協働化を図るべき」とし、「担い手である現役世代が急減する我が国において、介護現場の効率性の向上を図ることなく介護人材を確保していく選択肢は考えにくい。典型的な労働集約型産業である介護保険事業においては、人件費のウェイトが高いため、介護給付費の動向も効率的な人員配置を実現できるかにかかっており、このことが限られた財源のもとで介護の現場で働く方々の処遇改善を実現する上でも不可欠」「介護給付費のいたずらな増大を防ぐ観点からは、規模の利益を生かすなどこうした取組に成功し、効率的な運営を行っている事業所等をメルクマールとして介護報酬を定めていくことも検討していくべき」としています。

その他、4月に開催された同審議会・財政制度分科会で打ち出された「利用者負担の見直し」や「ケアマネジメントの利用者負担の導入」、「軽度者へのサービスの地域支援事業への移行等」といった諸項目についても改めて記載されました。



社会保障制度改革の中間整理をとりまとめ

政府·全世代型社会保障構築会議

政府は5月17日に開催した全世代型社会保障構築会議で、これまでの議論に関する中間整理をとりまとめました。

ここでは、「『成長と分配の好循環』を実現するためには、給付と負担のバランスを確保しつつ、若年期、壮中年期及び高齢期の全ての世代で安心できる『全世代型社会保障』を構築する」とした上で、マ少子化を克服し、持続可能な経済及び社会保障制度を将来世代に伝えていくため、社会保障制度の担い手を確保する、マ男女が希望どおり働ける社会をつくる「未来への投資」が重要等と記載。「社会経済の変化に即応した社会保障制度を構築していくことが求められる」と掲げています。

加えて、これまで大きな節目とされてきた(高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる)2040年のみならず、 コロナ禍で顕在化した課題を含めた2023・2024年をも見据えた短期的・中期的・長期的な課題を「時間軸」で 対策していくほか、地域ごとの資源差などを踏まえた「地域軸」も意識するとしました。

そうした考え方をもとに、介護に関する部分では以下のように記載されています。

(同「中間整理」から要約)

〇4. 家庭における介護の負担軽減

- 要介護高齢者の大幅な増加、単身・夫婦のみ高齢者世帯の増加に伴う家族の介護力低下が予想される ことから、圏域ごとの介護ニーズの将来予測を踏まえ、サービスの基盤整備を着実に実施。
- 介護休業制度についてより一層の周知を行うことを含め、男女ともに介護離職を防ぐための対応。
- 認知症の方を含む要介護者及び家族介護者等への伴走型支援や、成年後見・権利擁護支援などについて議論を進めていく。

○6. 医療・介護・福祉サービス

- 「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築に向け、地域医療構想の推進、地域医療連携推進法人の活用、地域包括ケアシステムの整備などを、都道府県のガバナンス強化など関連する医療保険制度等の改革と併せて、これまでの骨太の方針や改革工程表に沿って着実に進めていく。
- コロナ禍を通じて総合病院に大きな負荷がかかった等の課題を踏まえ、機能分化と連携を一層重視した医療・介護提供体制等の国民目線での改革を進める。
- データの連携、総合的な活用は、社会保障の各分野におけるサービスの質の向上等に重要な役割を果たすものであるため、社会保障全体のDXを進める。
- その他、サービスの質の向上、人材配置の効率化、働き方改革等の観点から、▽医療・介護・福祉サービス(障害、児童福祉など)におけるICTの活用や資格の養成課程の見直し等、▽看護、介護、保育などの現場で働く人の処遇改善を進めるに際して事業報告書等を活用した費用の見える化などの促進策のパッケージ、▽処遇改善も勘案したタスクシェア・タスクシフティングや経営の大規模化・協働化を進める。

動向 解説

審議会レポート

今後の進め方を確認、1巡目の議論スタート

厚生労働省・介護保険部会

厚生労働省は、5月 16 日に社会保障審議会・介護保険部会を開催。今後の検討の進め方について確認するとともに、「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」について、第1回となる議論を行いました。

当日厚労省が示した資料では、検討の進め方について「次期制度改正に向けては、2040年に向けて生産年齢人口が急減し、85歳以上人口が急速に増加していくことが見込まれる中で、▽2025年に向けて構築を図っている地域包括ケアシステムを更に深化・推進するとともに、▽介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保するという視点に基づきつつ、過去の部会報告や全世代型社会保障構築会議での論点、前回の部会でのご意見等を踏まえ、例えば次頁に掲げるような点について順次議論することとしてはどうか」とし、以下の論点を示しました。

<当面検討を行う論点>

- ○地域包括ケアシステムの更なる深化・推進
 - ✓ 在宅・施設を通じた介護サービスの基盤整備、住まいと生活の一体的な支援
 - ✓ 医療と介護の連携強化、自立支援・重度化防止の取組の推進
 - ✓ 認知症施策、家族を含めた相談支援体制
 - ✓ 地域における介護予防や社会参加活動の充実
 - ✓ 保険者機能の強化
- ○介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進
- ○給付と負担
- ○その他の課題

その上で、同日は「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」について基礎資料をもとに委員から意見を聴取しました。主なものを以下に紹介します。

<委員の発言を要約>

- 予防に関するサービスの総合事業への移行について、どの程度費用効率化が図られたのかをデータで示してほしい。価格設定の上限を人口の伸び率の範囲にきちんと収めることが適切ではないか。
- 保険者機能の強化について、インセンティブ交付金について本来取り組むべきものについては財政規律を 基本に見直すべきではないか。
- 総合事業の価格設定に関する例外措置について、判断基準をガイドラインで示すべき。
- 地方において介護人材確保は慢性的な課題になっており、ロボット・ICT の一層の活用支援を求める。
- 総合事業については各地方で創意工夫をもって行っている。上限については撤廃か弾力化こそ必要では ないか。
- インセンティブ交付金についてはより適切な評価をもって効果的な運用をお願いしたい。
- 訪問介護は非常に厳しい経営状況にあるが、介護離職をゼロにしていくために、在宅介護の限界点を高めるようなサービスの充実が必要。
- 一人あたりサービスを考えれば施設より在宅の方が低いデータが出ており、さらに踏み込んだかたちで在 宅サービスを充実させていくべき。
- ホームヘルパーが非常に不足している現状において、人材確保を検討するにあたっては、サービス種別ご との課題を踏まえる必要がある。

- これ以上の保険料増大は国民の理解が得られない。利用者負担の見直しについては検討せざるを得ない。
- 地域ごとの課題を分析し、本来どこまで公的サービスで担うべきなのか、十分な検討が必要。
- 医療と介護で計画策定者が違うことによる連携上の課題を考えるべき。国主導で、県と市に対して社会資源のデータを提供するなど連携を進める方策が必要ではないか。
- サ高住が介護保険財政を圧迫している実態は看過できない。実態把握のため資料の提供を求める。適正 化は絶対に必要。
- 特養の配置医師の役割を見直し、診療報酬上の評価を受けられるようにしていくべき。また、外部からの 診療についても進めるべき。
- 医療介護分野の産業振興を図るべく、他省庁とも協働して生産性を高めていくべき。
- 訪問看護の大規模化による安定供給や、介護分野に従事する看護師の処遇改善を進めるべき。
- 人材難は深刻化しており、処遇改善やサービス提供体制について地域実情を汲み取った弾力化が必要。
- 軽度者向けサービスの総合事業化が俎上にあげられているが、結局は給付削減につながり、介護離職につながる。サービスとしての給付を確保してほしい。
- 箱物(施設)を建ててももう人材が来ない。計画策定時に十分な分析が必要。
- LIFE の事務負担軽減、自立支援に寄与する整備について当部会でも検討してほしい。

▽人員配置見直しに反対の声あがる

続いて、5月30日に開かれた介護保険部会では、先にとりまとめられた全世代型社会保障構築会議の中間整理について報告するとともに、前回に引き続き「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について」、また規制改革推進会議における議論等を受けた「介護分野における文書負担等の軽減に係る議論の進め方について」をテーマに議論しました。

冒頭の「中間整理」については、文中に「人材配置の効率化」の記載があることに委員が反発。「単なる人減らしであるならば、強く反対する」との意見が出されました。このことについては「介護分野における文書負担等の軽減に係る議論の進め方」に係る資料にも記載があり、厚労省担当者は、介護給付費分科会で十分に審議したい旨を答弁しました。

ほか、「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」に関しては前回の意見交換を補完するやりとりがかわされ、 ▽サービス整備の見込と利用者の増減がミスマッチしているのではないか、▽地域支援事業について、従前相当 のものが圧倒的であるのは課題ではないか、▽給付だけでなく地域支援事業で介護ニーズの受け皿を整備して いく考え方は重要、▽人材確保の目標値について、都道府県の計画に書き込む必要があるのではないか、▽経営 規模の拡大と効率化は、一定の条件づけは必要かも知れないが進めていくべき、▽地域完結型と記載があるが、 地域とは何かが不明瞭ななかでどう実現していくのか、▽都市部の高齢化に踏み込んだ対策も検討が必要、▽介 護保険料の徴収対象となる年齢や利用者負担の見直しについて議論すべきではないか、▽施設と在宅の間を柔 軟につないでいくサービスのあり方も検討すべきではないか等の指摘がされました。



厚労省幹部人事、 元老健局長の大島一博氏が事務次官に

厚生労働省

厚生労働省は6月21日、関係者に対し、6月28日から順次発令される幹部人事について発表しました。 省を率いるトップとなる事務次官には、過去に老健局長を務めた大島一博氏(政策統括官)が就任。ナンバー2の厚生労働審議官には小林洋司氏(人材開発統括官)、国会担当となる官房長には山田雅彦氏(雇用環境・均等局

WELVISION 2022.7

長)が就いた他、医政局長に榎本健太郎氏(大臣官房審議官)、保険局長に伊原和人氏(医政局長)と、重要ポスト への配置が決まっています。

現老健局長の土生栄二氏は内閣府へ内閣審議官として出向。また、渡辺由美子氏(大臣官房長)や、山本麻里氏 (社会・援護局長)も同じく内閣府へ出向となりました。濱谷浩樹氏(保険局長)や高橋俊之氏(年金局長)は辞職と なっています。

新しく老健局長に就任したのは、大西証史氏。昭和 62 年厚生省入省で、社会・援護局保護課長や健康局総務課長を歴任。2018 年から内閣府へ出向して内閣官房内閣審議官(内閣総務官室)を務めた後、2020 年7月から内閣人事局人事政策統括官に就いていました。

その他老健局では、総務課長が橋本敬史氏から林俊宏氏(子ども家庭局保育課長)に交代しましたが、それ以外の課長は留任となっています。

社会福祉法人や介護人材を所管する社会・援護局では、過去に老健局で振興課長を務めた経験があり、大臣官 房審議官(子ども家庭、少子化対策、地域共生・自殺対策担当)だった川又竹男氏が局長に就任しました。

コラム

骨太方針と参院選、そして財務省の狙い

今号では、政府にとって来年度予算の編成に向けた基本的方針と言える骨太の方針について取り上げました。 今後は、骨太の方針をもとに財務省が7月に作成する「概算要求基準」に従い、各省庁から8月末までの間に 「予算概算要求」が行われます。そこで示された諸々の事項を、財務省と各省庁間で折衝・調整し、12 月中に政府 予算案が取りまとめられた後、年明け以降の通常国会で審議されるという流れです。

こうしたプロセスを逆算すれば、骨太の方針にどういった内容を書き込むかは、政府として、また国の予算を司る財務省としても非常に重要になるわけで、その点から例年、骨太の方針の策定に先駆けて財務省が「春の建議」 を政府に提出し、楔を打つということが慣例になっています。

今年の「春の建議」は、2年以上続いたコロナ禍で緩んだ財布の紐を締めなおすかのように、厳しい財政規律の堅持が主張されていました(詳細は本紙前号をご参照)。介護分野でも「かかり増し経費の補助」などが思い出されますが、各分野でコロナ対策として盛んに財政出動が図られてきたことを受けて、当然、ポストコロナ時代に向けた引き締めを図るべきという財務省の方向性は予想された通りのものでした。

ところが、いざ骨太の方針が公表されてみると、意外なことにそうした財務省のトーンは非常に控えめで、介護分野に関する大きな改革と言えるのは「経営の大規模化・協働化」程度。その他でも規制改革実施計画で「人員配置基準の柔軟化」が掲げられたのが目立つくらいで、口の悪い評論家などは早くも「拍子抜け」とか「骨抜き」といった評価をしている状況です。

これにはいくつか考えられる理由があります。ひとつには、骨太の方針が閣議決定されるひと月ほど後(7月 10 日)に、第 26 回参議院議員通常選挙を控え、業界団体等が与党に反発することを回避するため、厳しい表現は避けたということです。もうひとつには、財務省としても、国の確固たる方向性になりつつある大規模化・協働化や人員配置基準の柔軟化については、大方針として躊躇いなく書き込むものの、個別具体的なテーマ(ケアプランの有料化や軽度者向けサービスの地域支援事業化等)については各種審議会での議論というクッションがあることも踏まえて「無理に書き込まなくて良い」と判断したのだろうと想像します。もっと言えば、介護給付費の抑制そのものは 2024 年に介護報酬改定を控えており、そこで調整は可能であるわけで、個別テーマは「いずれは改革するのだから、今回は出来るところまでで良い」と考えていても不思議ではありません。

財務省の改革案は、いずれも短期的な決着を目指すのではなく、むしろ今後の「メニューリスト」という性格の方が強いものです。今年は(10月の介護職員等ベースアップ等支援加算に伴うものは別として)介護報酬改定が

ない、財務省にとっても「準備期間」にあたる年です。我々介護関係者も、打ち上げられる改革案に一喜一憂するのではなく、中長期の方向性を読み取りながら、対応策を講じていくことが一層重要になってくるのではないでしょうか。

※本号に関連するご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

シムウェルマン株式会社 老人福祉・介護保険事業主席研究員 天野尊明 ™t-amano@simwelman.com

Satisfaction of Innovative Management シム・コンサルティンググループ

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-2 BUREX 麹町 311 図03-5211-2858 http://www.simwelman.com/ シムウェルマン マート